

学習会 【消費税について】

8月3日、政策室の川本さん、吉澤さんを講師に、消費税についての学習会がありました。参議院選挙直前の菅総理の「消費税10%」の土用波は未だ引く気配がありません。果して、日本は消費税10%にしないとダメなのか。学習会では、消費税のカラクリが面白く分かりました。

【消費税についての問題点】

- ① 消費税の収入のほとんどが法人税減税で消えている。
- ② 消費税の逆進性(所得の低い人ほど負担が増す)をどうしていくか。
- ③ 消費税増加に合わせて、法人税減税がセットになる？

日本の消費税は、全て単一税率の5%ですが、欧州では20%を超える国もあります。しかし、品目によっては、**軽減税率を適応**し、逆進性に対応しています。

【各国の消費税と軽減税率】

単位：%

国名	標準税率	軽減税率と対象品目	
		税率	品目
イギリス	17.5	0	食料品・上下水道・新聞・雑誌・書籍・子ども衣料品・医薬品など
		5	光熱費・子ども用自動車シート・生理用品・省エネ住宅関連など
フランス	19.6	2.1	新聞・雑誌・医薬品など
		5.5	食料品・水道水・書籍・国内旅客輸送など
ドイツ	19	7	食料品・水道水・新聞・雑誌・書籍・国内旅客輸送など
スウェーデン	25	6	新聞・書籍・映画など
		12	食料品・芸術・旅客輸送・宿泊・レストランなど
イタリア	20	4	農魚生産物・基礎的食料品・薬品・雑誌・書籍・新築住宅関係など
		10	種々の食料品・映画・ホテル・電気・ガス・サービスなど

- * アメリカは消費税が無い
- * 新聞・雑誌が軽減税率であるのは、**情報の共有化が民主主義の基本**であるため。

食料品や医薬品・新聞・子どもに関する物の税率が低いと助かりますね。日本も生活に最低限必要なものに関しては、考慮してほしいと思います。



【不公平な消費税制度】

消費税は、20年前、「福祉・高齢化社会のため」導入されましたが、**実態は法人税減収の穴埋めに消化**されました。そして、消費税は収入が少ないほど負担率が重くなる不公平な税金です。貧困問題への対策として、生活必需品を非課税とすることが不可決です。

(とけ・9条の会 広報誌より)

消費者側：消費税は全ての物品・サービスに単一税率5%で課税します。そのため、所得の低い人に重く、所得の高い人に軽くなります。つまり国民の税負担率が逆進的になる不公平です。

事業者側：消費税は価格への転嫁が法律で保証されていません。力の強い企業は100%価格に上乗せできますし、場合によっては下請けに消費税分をまけさせることができます。一方、中小事業者は十分に転嫁することができないばかりか親会社から単価の切り下げを迫られ、実質的に消費税分をかぶってしまいます。つまり消費税は弱肉強食、事業者間に不公平な税制なのです。

関東学院大学大学院湖東教授 抜粋

【消費税のカラクリ】

日本の消費税は、最終的に販売された価格に対しての課税であり、途中の取引は考慮されません。

例えば、100円で仕入れると、5円の消費税を支払います。それを加工して、200円で売ると10円の消費税をつけ販売し、10円を消費税として納めます。従って、最終価格の200円に対して5%（10円）が消費税なので、200円で売った人には、仕入れたときの5%（5円）が「仕入税額控除」として還付されます。

$$\text{売上高} \times 5\% - \text{仕入高} \times 5\% = \text{納税}$$

しかし、輸出するものについては、消費税がかかりません。

$$\text{売上高} \times 0\% - \text{仕入高} \times 5\% = \text{還付}$$

従って、国内での販売より輸出割合が多い大企業ほど、納税する消費税金額より還付金が多くなるというカラクリがあります。

$$\text{納税消費税} < \text{還付金}$$

ますます、大手は太り、中小企業は弱体化して行きますね。



法人税減税の理由として、企業活動を活発化して、経済向上を図ることがあげられている。

「税金の例外的優遇」である減税制や輸出戻し税の廃止、社会保険料の仏・独並の応分の負担などをまず考えるべきである。



国も地方も財政赤字が増えています。消費税10%ぐらいは、仕方ないかなと思っていましたが、こんなカラクリがあるとは、びっくりです。

次回は、この「法人税」を中心に、「企業内福祉」の行き詰まり後の社会福祉をどう構想するかも含めた福祉財源のありかたを考えます。

(政策調査室 吉沢弘志さんより)

お楽しみに

【消費税のカラクリの例】

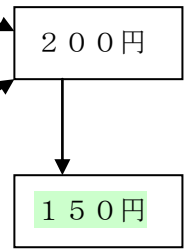
国

(例1)

原料A社 $100円 \times 10 = 1000円 \rightarrow 50円$ (消費税)

加工B社 $105円$ のものを加工し@ $200円$ を15個作り販売
 $200円 \times 15 = 3000円 \rightarrow 150円$ (消費税)

* この商品の消費税は、 $200円$ なので、仕入れ時に払った消費税分 $50円$ がB社の還付される。

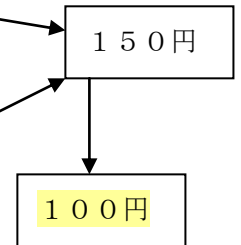


(例2)

原料A社 $100円 \times 10 = 1000円 \rightarrow 50円$ (消費税)

加工B社 $105円$ のものを加工し@ $200円$ を15個作り
 国内販売： $200円 \times 10 = 2000円 \rightarrow 100円$ (消費税)
 輸出用： $200円 \times 5 = 1000円$ (非課税)

* この商品の消費税は、 $100円$ なので、仕入れ時に支払った消費税分 $50円$ がB社に還付される。



(例3)

原料A社 $100円 \times 10 = 1000円 \rightarrow 50円$ (消費税)

加工B社 $105円$ のものを加工し@ $200円$ を15個作り
 国内販売： $200円 \times 5 = 1000円 \rightarrow 50円$ (消費税)
 輸出用： $200円 \times 10 = 2000円$ (非課税)

* この商品の消費税は、 $100円$ なので、仕入れ時に支払った消費税分 $50円$ がB社に還付される。

